

福知山市監査委員告示第14号

令和5年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和6年3月22日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>収入金の事務において、適切な管理と なっていないものが見受けられた。適正 な収入事務に努められたい。</p> <p>2 契約について</p> <p>(1) 契約事務の見積徴取において、支出 予定額を超えた金額で見積決定されて いるものが見受けられた。適正な契約 事務に努められたい。</p> <p>(2) 契約事務において、支出予定額の根 拠が不明なものが複数見受けられた。 契約事務の適正化に努められたい。</p> <p>(3) 契約事務の決裁文書において、記載 事項の修正方法が適切でないものが見 受けられた。適正な事務執行に努めら れたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>指摘箇所について、直ちに修正した。 今後は定期的にシステムと帳簿の金額 を照合し、収入金を適切に管理すること とした。</p> <p>2 契約について</p> <p>(1) 法令遵守を徹底した確認・管理体制 (根拠法令確認・ダブルチェックの徹 底)をルール化するとともに、契約等 に関する各種通知についても課内で共 有をした。</p> <p>(2) 契約事務での支出予定額の根拠につ いては、参考見積の徴取と決裁文書へ の添付・保管を徹底することとした。</p> <p>(3) 決裁文書の記載事項を修正するに当 たっては、適切な方法で事務執行する よう関係職員に周知するとともに複数 でチェックする体制に強化した。</p>

監査の結果	講じた措置
<p>1 文書取扱について</p> <p>決裁文書の取扱いにおいて、適正な事務執行となっていないものが複数見受けられた。事務処理の適正化に努められたい。</p> <p>2 契約について</p> <p>(1) 契約事務において、適正な事務執行となっておらず、支払が遅延しているものが見受けられた。契約事務の適正化に努められたい。</p> <p>(2) 業務委託契約において、契約期間満了から精算までに長期間を要しており、適切な事務執行となっていないものが見受けられた。適正な契約事務に努められたい。</p> <p>3 補助金等について</p> <p>補助金の交付事務において、補助事業の完了後、実績報告書の受付などの事務が適切に行われていないものが複数見受けられた。補助金事務の適正化に努められたい。</p>	<p>1 文書取扱について</p> <p>総務課とも協議し、市長印の押印ないまま送付したものは、押印したものを整えて、発送先に出向いて差し替えた。また、社会福祉法人への受理通知に関して公印を押印する資料としない資料の整理を係内で改めて行った。</p> <p>2 契約について</p> <p>(1) 支払処理が遅延しないよう、スケジュールを管理していく。</p> <p>(2) 変更契約はその都度行うこととし、委託先に迅速な書類提出を求めていく。併せて、提出書類に修正が生じるときは、迅速に修正書類を提出いただけるよう催促していく。</p> <p>3 補助金等について</p> <p>係内で補助金事務の取り扱いを再確認した。今後、実績報告書の提出が期限内になされるよう、より積極的に働きかけ、提出日に受付処理を行って、財政課への閲覧が漏れないよう徹底する。</p>